

中標津町景観計画（案）町民意見募集（パブリックコメント）結果

◆はじめに

中標津町景観計画（案）について、町民の皆様から寄せられたご意見を下記の通り公表いたします。

◆ご意見の募集結果

【案 件 名】（仮称）中標津町景観計画（素案）

【募集期間】 平成28年10月25日（火）～平成28年11月24日（木）

【意見総数】 8件（1人）

【内訳】

【修正】 案を付加・修正するもの	2件	【電子メール】	0人
【既掲載】 既に案に盛り込んでいるもの	1件	【郵送】	0人
【参考】 今後の参考とするもの	4件	【FAX】	0人
【その他】 意見として伺ったもの	1件	【直接持参】	1人

◆ご意見の概要と町の考え方

ご意見の概要と町の考え方及び最終案は以下のとおりです。

（仮称）中標津町景観計画（素案）に対する意見の概要と町の考え方

(仮称) 中標津町景観計画(素案)に対する意見の概要と町の考え方

町民等の意見の概要	件数	意見に対する町の考え方
P22[歴史資産] 近隣の町ではすでに取り組んでいる歴史遺産である「鉄道跡地・植民軌道跡地」の利用を、少なくとも管内で一番歴史恩恵を受けてきた我が町が取り組まなければならない歴史遺産であろう。 丸山公園には、C11-209の静態保存がなされているが、屋外にある為その腐食は甚だしい。残念なことである。SLへの動態復帰が叶うなら一番の候補になるほどの現在は良い状態ではあるが。 町内各地には、鉄道跡地とともに植民軌道跡地が各所に見受けられ残っているが、これも大いなる歴史遺産である。 別項で取り上げているが、開陽の駅跡の保存とともに周辺の軌道後の整備保存を考慮願いたい。 今の子供たちは、町内を鉄道が走っていた事すら知らないと言う。教育の現場で、もう少し町内の歴史を教えるべきと思うが。	3	【今後の参考とするもの】 景観計画は景観法に基づき、理念や基本的な方針を示すため、個別の具体的な活動は明記いたしません。ご意見にありますSLや駅の跡地につきましては調査が必要であり、今後どうすべきかにつきましては「Ⅶ-2 景観まちづくりの推進方策」での事項と捉え、所有者も含めたなかで、協働で推進していく部分であると考えます。 【既に案に盛り込んでいるもの】 子供たちへの教育につきまして、中標津町景観計画(案)P83 推進方策(1)3)に掲載しているとおり推進するとしています。 【案を付加・修正するもの】 鉄道及び植民軌道につきましては、歴史遺産として経路を「Ⅱ 中標津町の景観特性」に掲載すべき部分であるため修正したいと考えています。
P26 3) 歴史資産 現在、登録されている歴史遺産・有形文化財は、昭和の初期に建造されたものが多いが、「管内で唯一その姿を辛うじて残している植民軌道開陽駅跡」「開陽の房川牧場の牛舎」も同時期に建築されたという。是非修理保存願いたい。 同時期に建造された歴史資産を調査・保存して欲しい。 P28 4) 観光資産 ①主な観光資源として、①～⑩までであるが、「中標津十景」として新たに公募し選定を望みます。	2	【今後の参考とするもの】 景観法においては、文化財まで指定せずとも保存すべき建造物等については、指定が可能となっています。このことからⅦ-2 景観まちづくりの推進方策(2)4)景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定を検討する組織の設置」で推進するとしています。 【今後の参考とするもの】 観光資源として十景を公募・選定について、景観まちづくり推進方策のⅦ-2(1)2)に「中標津町の景観紹介」の例としている中に該当するかと考えられます。選定だけでなく活用方法も含め、今後推進すべき事項と考えられます。 案内板等につきましてもⅦ-2 景観まちづく

P59 2)「道東地域の入口」として「豊かな農村環境」を印象づける景観形成 この項では、建築物及び屋外広告物の基準を掲げてあるが、町の施設等の案内板の不備が目立つので「高さ（積雪時も見やすい）・大きさ・字体・カラー等」、遠方からの来町される人も見やすい統一された案内板の制定を望みます。		りの推進方策（2）2）自主的な景観まちづくり活動の促進のなかに、公共施設、サイン等の計画づくりへの町民参加の推進としています。
P77 VI-2 景観重要樹木の指定の方針 開拓の歴史を見守って、各地区の住民が大切に育ててきた桜の老樹を指定・保護・を願いたい。必要であれば樹木医の当用。 例 樹齢 80～100 年以上 地域で見守ってきた特別の木 記念樹 ・武佐小中学校の校庭 ・旧開陽小 ・旧俣落小 ・旧計根別小周辺 ・旧養老牛小 ・伝成館付近 ・その他	1	【今後の参考とするもの】 VII-2 景観まちづくりの推進方策（2）4）景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定を検討する組織の設置」など、その他の推進方策には樹木等の活用について複数記載しています。様々な人に関心を持っていたけるよう、行政だけでなく協働により推進していく事項と考えています。
P73～74 V-2 届出対象行為（案） このページは、現在の届出手続きとその改正点を比較してあるが、中標津町の景観条例の盲点である（H17 に制定された開陽台周辺地区景観形成重点区域を指定されたにも拘らずこの地域で開発行為がなされている事実の歯止めとなっていない。）同条例第2条にある（4）（5）（6）および同施行規則第2条は、書類を届出し、景観審議会および町長が専決すればプラントやごみ処理場すらも開陽台に建設可能というザル法である。全出のH20 に持ち上がった同地域内に於ける明らかな開発行為はその最たるもので、この事案も、当初計画書によればH28 に一連の工	1	【意見として伺ったもの】 中標津町景観条例では、第9条で景観重点形成区域内における一定の行為に対して届出することとしており、すべての行為の禁止ではなく形成基準に適合しているか判断し、第10条では適合しない場合は指導・勧告するとしています。 景観重点形成区域内での土石採取行為について、複数年の事業計画ですが完了箇所は採草地にするため、基幹産業である酪農に配慮した計画であることを踏まえ、景観審議会の意見をいただいた上で、町としても十分考慮したところであります。 この度の景観計画（案）の基本理念には「歴史、文化、産業との融和、自然との共生による景観まちづくり」としています。持続可能な景

事を完了しなければならないが、いま現地にある「林地開発許可行為許可標識・砂利採取標識」によれば、その延期申請が公然とまかり通っていることは由々しき問題である。 景観条例そのものを見直しを検討し、二度とこの様な事態を起こさない様に提案します。 出来得れば即この開発行為を停止させるべきである。		観まちづくりには、経済産業活動も不可欠となります。本計画施行の後には景観と経済産業活動のバランスについて、町民や事業者等にも幅広く理解をいただき、推進すべき事項と考えています。
P54/58 中標津町の景観資源等の位置図 開陽台の「視界 330°」は武佐岳が 30° 地平線を遮るので差し引き 360° - 30° = 330° と認識しているが、この図では俣落・標津岳の方向を向いている。	1	【案を付加・修正するもの】 ご意見のとおりですので、修正いたします。